

平成26年度市内公共施設における受動喫煙状況調査結果について

1、調査概要 ^{背景}

- ・以前、平成22年度、平成25年度に市内公共施設における禁煙・分煙状況の調査を実施。
- ・調査方法は、市内の公共施設を管理する所管への調査表の送付及び回収とした。

[受動喫煙防止対策の背景]

- 平成14年8月 2日 健康増進法制定
- 平成15年4月30日 厚生労働省局長通知（旧通知）
- 平成22年2月25日 厚生労働省局長通知（新通知）

区 分		受動喫煙防止対策の内容		
		健康増進法 第25条	厚生労働省局長通知	
			旧通知	新通知
健康増進法 第25条の 対象となる 施設	屋 内	受動喫煙を防止 するために必要 な措置を講ずる よう努めなけれ ばならない。	○全面禁煙 又は ○分煙	○原則として全面禁煙。 ○官公庁と医療施設は全面禁煙が望ましい。 ○全面禁煙が極めて困難な場合は、当面、喫煙可能区域を設定する等の対策を求め、将来的には全面禁煙を目指す。
健康増進法 第25条の 対象となら ない施設 (空間)	屋 外 (敷地内)		(記載なし)	(記載なし) ※事務連絡(H22.7.30)により、施設の出入口付近に喫煙場所を設けることで、屋外から施設内に流れ込んだ他人のたばこを吸わされる場合は、対象となる。
	屋 外 (敷地外)		(記載なし)	○屋外であっても、 子供の利用が想定される公共的な空間 では、受動喫煙防止のための配慮が必要。 (例：公園、通学路)

平成18年3月 山口県たばこ対策ガイドライン策定

平成23年3月 山口県たばこ対策ガイドライン改定

リーフレット作成・・・・・・・・・・(別紙 1)

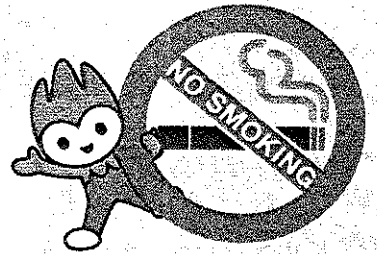
2、調査結果

(別紙 2)

3、SOS健康ステーションにおける禁煙・分煙アンケート調査

(別紙 3)

受動喫煙防止を すすめましょう!



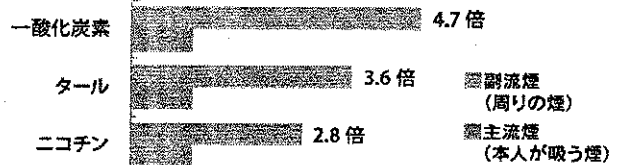
～“受動喫煙”とは、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。～

多くの人が利用する施設等は、
原則“全面禁煙”にし、受動喫煙の防止に努めましょう。

※全面禁煙が困難な場合は、適切な受動喫煙防止対策（喫煙可能区域の設定等）に取り組み、将来的には、全面禁煙を目指しましょう。

※公共的な空間等における受動喫煙防止対策の基準は裏面を参照ください。

たばこの煙は主流煙より“副流煙の方が有害”
主流煙の濃度を1とした場合の副流煙の濃度



厚生労働省健康ネット <http://www.health-net.or.jp/tobacco/risk/rs120000.html>
厚生省編、禁煙の生理・薬理：喫煙と健康、48、1992

子どものいる場所でたばこを吸うと、その子どもは病気にかかりやすくなると言われています。

肺炎や気管支炎
1.5～2.5倍

中耳炎
1.2～1.6倍

気管支ぜんそく
1.5倍

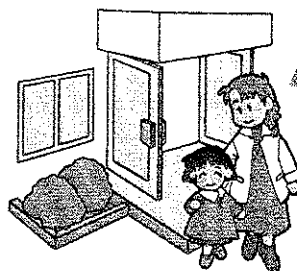
タバコを吸わない場合と比べて何倍多いか
(厚生省心身障害研究1998)

喫煙場所を設置する場合は、

- 屋内 完全空間分煙にする
 - 屋外 出入口や通路、子どものいる空間等から離す
- など、受動喫煙の防止に努めましょう。

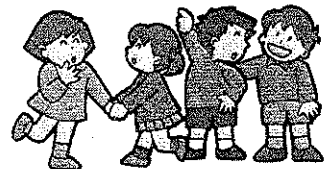
※完全空間分煙
喫煙場所を壁や間仕切り等で完全に区分、または喫煙室を設け、換気扇等を設置してたばこの煙が屋外に排気できること

たばこの煙は、喫煙場所から離れた空間まで影響を及ぼします。



受動喫煙を防ぐためには、おおむね10m以上離すことが必要です。

10mの根拠は裏面を参照ください。



施設の禁煙・分煙状況を、利用者へ提示して、受動喫煙の防止に努めましょう。

取組例 禁煙・分煙レベルに応じた標示（禁煙・分煙表示ステッカー等）を、施設の入り口など人目に付きやすい箇所に貼付

(例)

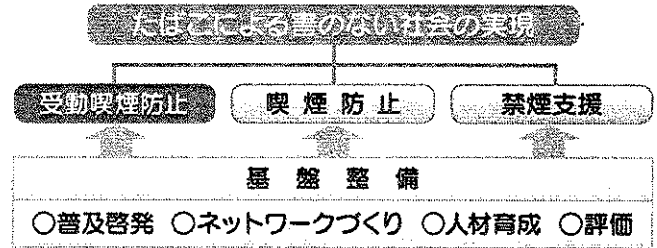


山口県では「山口県たばこ対策ガイドライン(改定)」

に基づき、「公共的な空間については全面禁煙」を目指しています。

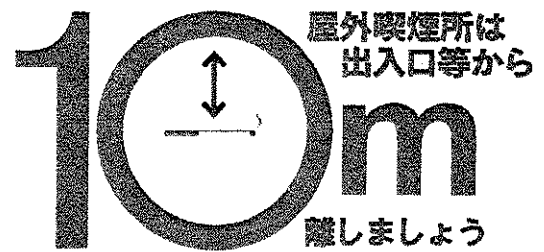
ガイドラインの3本柱のひとつである“受動喫煙防止”は、「たばこの煙のない(スモークフリー)環境を広げ、受動喫煙を防止する」ことを目標としています。

《 たばこ対策の体系図 》



屋外喫煙場所設置の際の「10mルール」

たばこの煙による害は、喫煙場所から離れた空間まで影響を及ぼすことが知られています。このため、屋外に喫煙場所を設置する場合は、通路、出入口、子どものいる空間等から“おおむね10m以上”離すことが必要です。



(参考) 10mの根拠

「屋外における受動喫煙防止に関する日本禁煙学会の見解と提言(平成18年3月)」によると、無風という理想状態で、ひとりの喫煙者によるタバコ煙の到達範囲は直径14メートルの円周内であることから、これを参考に検討委員会で検討した結果、複数の喫煙者が利用することなどを考え、現実的な数値として10mを設定。

《公共的な空間等における受動喫煙防止対策の内容及び基準》

*公共的な空間: 多数の者が利用する施設及び区域

施設の種類	具体的な施設	内容及び基準
施設等	① 子どもや健康に問題がある者等が定期的に利用する施設	学校、医療施設(病院・診療所)、児童福祉施設等 原則、敷地内禁煙
	② 官公庁・健康増進関連施設	庁舎、体育館、スポーツ施設等 原則、施設内禁煙
	③ ①②以外で、外部の人が多く利用する施設	社会福祉施設(児童福祉施設以外)、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、飲食店、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、商店、宿泊施設、屋外遊戯場、遊技場、娯楽施設、鉄軌道車両、バス、タクシー、航空機、旅客船等、事務所、工場等 原則、施設内禁煙 ただし、禁煙が難しい場合は、適切な受動喫煙防止対策を講じること
区域	子ども等が利用する区域	通学路、公園等 受動喫煙防止対策のための配慮が必要

(留意点) ○止むを得ず屋内に喫煙場所を設置する場合は、完全空間分煙とすること。

○具体的な受動喫煙防止対策の実施に際しては、①施設の規模、②利用者の特性、③粉じん濃度等の測定値、④施設利用者や職員等関係者の意見等を勘案して決定すること。

健康増進法第25条

「多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」

厚生労働省健康局長通知(平成22年)

「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。」

平成26年度市内公共施設における禁煙・分煙状況調査結果

年 度	H25		H26	
調査施設数	134		129	
区 分	施設数	(割合)	施設数	(割合)
敷地内禁煙	42	31.3	46	35.7
施設内禁煙	69	51.5	67	51.9
10mルール実施			3	
10mルール未実施			64	
分 煙	6	4.5	5	3.9
完全分煙			1	
煙の軽減を図れる対策有			2	
喫煙場所の設置のみ			2	
未実施	17	12.7	11	8.5
喫煙タイムの設定有			0	
いつでも自由に吸える			11	

※ H26年度新たな施設として市民病院を追加

※ H25年度の調査施設の内、H26年度に対象外とした施設は6施設
対象外とした施設の状況

- ・山陽処分場・・・市民、職員の出入りなし
- ・焼野海岸管理等、焼野海岸駐車場・・・駐車場であり施設ではない
- ・小野田消防署、山陽消防署、山陽消防署埴生出張所・・・市の管理でなくなった

H25年度及びH26年度共調査した施設 128箇所の動向

*改善された施設・・・8箇所

H26		H25	
敷地内	45	敷地内	42
		施設内	3
施設内	67	施設内	63
		室内	2
		未実施	2
室内	5	室内	4
		未実施	1
それ以外	11	未実施	11

まとめ

- ・学校、医療施設、児童福祉施設等はすべて敷地内禁煙であった。
- ・平成25年度に比べ敷地内禁煙が4施設増え、禁煙状況が改善された。
(昨年度未調査施設1施設含む)
- ・平成25年度に比べ施設内禁煙の施設数が減少しているが、敷地内禁煙に改善された施設、調査対象外となった施設があったためであり、禁煙状況の悪化なし。
- ・施設内禁煙が望ましく、受動喫煙防止対策を講じていない施設及び受動喫煙防止対策のための配慮が必要な施設は、オートレース場、小野田処分場、有帆緑地処分場、厚狭駅南口駐車場、サッカー場、厚狭球場、岡石丸運動広場、小野田運動広場、赤崎運動広場、浜河内緑地、東沖緑地、若山公園、竜王山公園である。

平成26年度SOS健康ステーションにおける禁煙・分煙状況調査結果

1. 調査対象 72件
2. 有効回答数 58件 (有効回答率 80.6%)
3. 調査結果

	配布数	有効回答数	有効回答率
医療機関	32	31	96.9
学校	2	2	100.0
児童福祉施設	7	5	71.4
スポーツ施設	2	0	0.0
飲食店	2	1	50.0
金融機関	3	3	100.0
工場	1	1	100.0
事務所	7	5	71.4
社会福祉施設	11	6	54.5
集会場	2	2	100.0
商店	3	2	66.7

<施設の分類>

- ① 子どもや健康に問題がある者等が定期的に利用する施設で、原則、敷地内禁煙の施設における禁煙分煙状況 (対象施設：41施設)
- ② 官公庁・健康増進関連施設 (庁舎、体育館、スポーツ施設等) で、原則、施設内禁煙の施設における禁煙分煙状況 (対象施設2施設)
- ③ ①②以外で外部の人が多く利用する施設 (社会福祉施設等) は、原則、施設内禁煙、ただし、禁煙が難しい場合は、適切な受動喫煙防止対策を講じることとされている施設における禁煙分煙状況 (対象施設：29施設)

区分	計	①	②	③
敷地内禁煙	27	22	0	5
施設内禁煙10m実施	5	1	0	4
施設内禁煙10m未実施	16	11	0	5
分煙(完全分煙)	3	2	0	1
分煙(軽減措置あり)	2	1	0	1
分煙(喫煙所設置のみ)	4	1	0	3
いつでも自由に吸える	1	0	0	1
回答なし	14	3	2	9

①の再掲

医療機関	敷地内禁煙	18
	施設内禁煙10m実施	1
	施設内禁煙10m未実施	9
	分煙(完全分煙)	2
	分煙(軽減措置あり)	1
学校	敷地内禁煙	1
	分煙(喫煙所設置のみ)	1
児童福祉施設	敷地内禁煙	3
	施設内禁煙10m未実施	2